

雲南圏域保健医療計画の進行管理の体制

- 雲南地域保健医療対策会議において、保健医療計画の進行管理及び評価を行う。
- 地域医療構想の達成に向けた検討の場として、「雲南地域保健医療対策会議」を”地域医療構想調整会議(全体会議)”として位置づける。また、「医療・介護連携部会」を”地域医療構想調整会議(関係者会議)”、「医療部会」を”地域医療構想調整会議(個別調整会議)”として位置づけ、具体的な協議を行う。
- 医療関連施策等の円滑な推進を図るため、地域医療検討会議、地域医療関係者連絡会を必要時開催し、医療に関する情報交換や検討を行う。
- 「第5章 5疾病5事業及び在宅医療」については、その検討内容に基づき、下記会議の場で具体的な取り組みを検討・実施する。
- 会議を設置していない項目については、保健医療対策会議、地域医療検討会議、地域医療関係者連絡会で検討する。

雲南地域保健医療対策会議(地域医療構想調整会議 全体会議)

○医療介護連携部会
(地域医療構想調整会議 関係者会議)

○医療部会 ○地域医療検討会議(首長、病院長等) ○地域医療関係者連絡会(病院事務長、実務課長)
(地域医療構想調整会議 個別調整会議)

保健所が所管する会議	
第 5 章 5 疾 病 5 事 業 及 び 在 宅 医 療	医療連携体制の構築
	がん
	脳卒中
	心筋梗塞等の心血管疾患
	糖尿病
	精神疾患
	救急医療
	災害医療
	地域医療
	周産期医療
	小児医療
	在宅医療
	その他医療体制整備
	医療安全の推進

第 6 章	健康長寿しまねの推進
	健やか親子しまねの推進
	難病等保健・医療・福祉対策
	感染症保健・医療対策
	食品の安全確保対策
	健康危機管理体制の構築